

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針」の一部改正について

国土交通省では、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正することを予定しています。(下記「背景」及び「改正概要」については、関東運輸局報第 1557 号掲載より抜粋)

◆ 背景

昨年 6 月、車両総重量 3.5 t 以上 7.5 t 未満の自動車の免許受験について、18 歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分(準中型免許)を創設する「道路交通法の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 40 号)が成立したところ。

当該新免許区分の創設を契機に、貨物自動車の運転に係る更なる安全対策を図るため、「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」において、免許取得後の研修の拡充等について検討がなされてきたところ。

今般、本検討会において、貨物自動車運送事業者における運転者への教育内容の強化等を求める報告書が取りまとめられたことから、当該報告書を踏まえ「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1366 号)について、所要の改正を行うこととする。

◆ 改正概要

当該報告書を踏まえ、貨物自動車運送事業者による運転者に対して行う指導及び監督について、実施時間及び実施内容の拡充を図ることとする。(詳細下記参照)

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要

第 1 章 一般的な指導及び監督の指針〔改正事項〕

○ 「一般的な指導及び監督の内容」

① 「トラックを運転する場合の心構え」

交通事故統計を活用し、事故の影響の大きさを理解させる。

② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」

規定に基づく日常点検の実施の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に、事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる。

③ 「トラックの構造上の特性」

トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を踏まえた運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる。

④ 「貨物の正しい積載方法」

改正なし

⑤ 「過積載の危険性」

法令に基づき荷主が遵守すべき事項、軸重に考慮した積載方法並びに運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる。

- ⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」
該当する事業者にあつては、タンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する。
危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる。
- ⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」
改正なし
- ⑧ 「危険の予測及び回避」
注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる。
- ⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」
適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる。
- ⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」
医薬品の使用等による眠気、飲酒の生理的要因及び不適切な運転姿勢による事故の可能性を理解させる。
規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる。
- ⑪ 「健康管理の重要性」
ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる。
- ⑫ 「運転支援装置を使用した適切な運転方法」（新設）
運転支援装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる。

上記内容について運転者に対する指導・監督を一年毎に実施する旨を規定

第2章 特定運転者に対する特別な指導の指針〔改正事項〕

- 「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」
- ・ 一般的な指導及び監督内容を実施
 - ・ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施
⇒15時間以上 現行：6時間以上（座学のみ）
 - ・ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導
⇒20時間以上（新設）
- ※ 積載方法、日常点検およびトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

◆ 今後のスケジュール（予定）

公布：平成28年4月

施行：道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行の日

（同法の公布の日（平成27年6月17日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

注：今後、詳細が決まり次第、改めてお知らせ致しますから、それまでは今までとおりの指導監督の実施をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821